公立大学法人神戸市外国語大学FD推進部会規程

2008 年 4 月 1 日 規程第 25 号

(設 置)

第1条 神戸市外国語大学教育研究評議会規程第8条第1項の規定に基づきFD推進 部会(以下「部会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 部会は、大学(大学院を除く)のFD(ファカルティ ディベロップメント) 推進に関する事項を審議する。

(組 織)

- 第3条 部会は、学長が指名した教員5名と学生支援・教育グループ課長の6名の委員 で組織する。
- 2 前項のうち教員の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (部会長)
- 第4条 部会に部会長を置き、学長が指名した委員を充てる。
- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

- 第5条 部会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (委員以外の者の出席)
- 第6条 部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 部会の庶務は、学生支援・教育グループにおいて行う。

(雑 則)

- 第8条 この規程に定めるもののほか, 部会の運営に関し必要な事項は, 部会が定める。 附 則
 - この規程は,2008年4月1日から施行する。 附 則
 - この規程は,2017年4月1日から施行する。 附 則
 - この規程は,2021年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。